

紫波町の建築基準法における建築形態規制概要

		第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業専用地域	用途地域の指定のない区域
容積率 (%)		100	200	200	200	200	400	200	200	200
		80								
建蔽率 (%)		50	60	60	60	80	80	60	60	70
		40								
外壁後退距離 (m)		1.0	/	※1		※1	/	/	/	/
敷地面積の最低限度 (㎡)		※1		※1		※1				
高さの制限 (m)		10		※1		※1				
斜線制限	道路斜線	適用距離 (m)	20			20	20	20	20	
		勾配	1.25			1.5	1.5	1.5		
	隣地斜線	適用高さ (m)	/	20			31	31	31	
		勾配	/	1.25			2.5	2.5	2.5	
	北側斜線	適用高さ (m)	5	/	/	/	/	/	/	
		勾配	1.25	/	/	/	/	/	/	
日影制限	対象となる建築物		軒高7m超又は3階以上	高さが10m超	高さが10m超	高さが10m超	/	/	/	高さが10m超
	測定面 (m)		1.5	4	4	4	/	/	/	4
	時間規制 (時間)	敷地境界線から 5m < L ≤ 10m	4	4	5	5	/	/	/	5
		敷地境界線から 10m < L	2.5	2.5	3	3	/	/	/	3
22条区域 ※2		指定あり								指定なし

・表内※1、地区計画（日詰西地区）の区域内にあって該当する場合のみ。詳細は以下を参照のこと。

[地区計画の手引き\(該当ページへリンクします\)](#)

・表内※2、紫波町全域で、防火・準防火地域の指定はありません。